

坂戸市告示第50号

坂戸市ペット霊園の設置等に関する指導要綱を次のように定める。

平成17年3月7日

坂戸市長 伊 利 仁

坂戸市ペット霊園の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、近隣住民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼育されている犬、猫、うさぎ、ハムスター等の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 ペットの死骸若しくは焼骨を埋葬する施設又は焼骨を納骨するための設備を有する施設（以下「埋葬施設等」という。）、ペットの死骸を火葬する施設又はこれらの施設を併せ有する施設及び管理棟等の附属施設をいう。
- (3) 近隣住民等 ペット霊園を設置しようとする敷地の境界線から100メートル以内に建物を所有する者若しくは居住する者及び当該敷地に隣接した土地の所有者をいう。
- (4) 事業者 ペット霊園を設置する者（設置しようとする者を含む。）又は維持管理する者をいう。

(遵守事項)

第3条 事業者は、ペット霊園の維持管理に関し、周辺環境、近隣住民等に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じなければならない。

- 2 事業者は、ペット霊園の設置に伴い、公害又は苦情が発生したときは、事業者の責任において誠意を持ってその解決にあたらなければならない。
- 3 事業者は、関係法令を遵守しなければならない。

(概要書の提出)

第4条 事業者は、ペット霊園を設置しようとする計画があるときは、ペット霊園設置概要書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（標識の設置）

第5条 事業者は、前条の規定による概要書を提出後、ペット霊園設置計画に関する標識（様式第2号）を外部から見やすい場所に設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識を次条に規定する説明会等を開催する日の14日前までに、設置しなければならない。

（近隣住民等への周知）

第6条 事業者は、第4条の規定による概要書を提出後、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置計画について、説明会等により周知を図らなければならない。

（計画書の提出）

第7条 事業者は、前条の規定による説明会等を開催した後、当該説明会等の議事録及び報告書を添えて、ペット霊園設置計画書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（整備基準等）

第8条 事業者は、次に掲げる基準に適合するようペット霊園の設置及び管理をしなければならない。

(1) ペット霊園の整備基準

ア 埋葬施設等は、火葬したものを納骨又は葬るものであること。

イ 敷地境界に接している土地（道路等を含む。）から墓石が見通せない高さの障壁、樹木等を設けること。

ウ 建築物の屋根、外壁、屋外広告物等は、景観並びに風致を損なわない色彩及び装飾を用いること。

エ 利用する者の自動車駐車場は、当該ペット霊園の規模等を考慮して必要とされる台数の駐車場を敷地内に設けること。

オ ペット霊園内において、し尿等生活排水以外の汚水が排出される場合は、汚水を適切に処理できる設備を設けること。

カ 雨水は、宅地内処理とすること。

(2) 火葬焼却炉の構造基準等

ア 火葬焼却炉の構造基準、排出基準及び維持管理基準については、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）及び埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年埼玉県規則第100号）で定める基準によること。

イ 二次燃焼室の温度が摂氏800度以上になってから、ペットの死骸を供給すること。

ウ 燃焼室は、燃焼ガスがペットの死骸を焼却する際の悪臭の発生を抑制するために十分な温度が確保できるように運転管理すること。

（届出）

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に対し、当該各号に定める届出をしなければならない。

(1) ペット霊園設置に係る工事が完了したとき 工事完了届（様式第4号）

(2) ペット霊園設置計画書の記載事項を変更したとき 変更届（様式第5号）

(3) ペット霊園の一部又は全部を廃止したとき 廃止（一部・全部）届（様式第6号）

（確認等）

第10条 市長は、前条第1号に規定する工事完了届が提出された場合、速やかに第8条各号に掲げる基準に適合しているか確認を行うものとする。

（拡張等）

第11条 ペット霊園の敷地を拡張し、又は火葬焼却炉等の設備を新設する場合は、この要綱の規定を準用する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に存するペット霊園については、この要綱を適用しない。ただし、敷地を拡張し、又は火葬焼却炉等の設備を新設する場合は、この限りでない。